

日本国日本大学理工学部と中華人民共和国西安建築科技大学間の 教育・科学技術の学術交流に関する覚書

日本大学理工学部と西安建築科技大学は、共同協議を経て、友好と互惠の原則を基とする日中両国国民の友誼と、両校間の教育・科学技術の協力を高めるために、お互いに下記事項に合意したので、本覚書を締結する。

記

- 1 講義，講演，討論，研究，調査等を行うために，相互に教員及び研究員を派遣し，受入れ，また招へいすること。
- 2 研究，調査，討論，研修等を行うために，相互に学生（大学院生を含む）を派遣し，受入れること。
- 3 共同で選定した課題及びその他の事項について，密接に協力し，共同研究，共同調査，共同討論等を行い，その成果を共有すること。
- 4 双方に関心のある各種の学術情報，特に双方が出版した文献，資料，出版物等を交換すること。
- 5 前各項の交流を遂行するために，必要に応じて，協議を経て，細則，合意書，共同プログラム等を取り決め，交わすこと。
- 6 本覚書の有効期間は調印の日から5か年とする。一方または双方が覚書の解約を希望する場合，その旨を有効期間終了の半年前までに他方に通知しなければならない。双方とも解約の希望の表明がない場合，双方は協議を経て覚書を更新する。

本覚書を証するため，双方が日本文，中国文それぞれ一通を保管する。日本文と中国文で書かれた覚書は調印後，同等の効力を持つものである。

日本国
日本大学理工学部長

中華人民共和国
西安建築科技大学校長

滝戸俊夫

滝戸俊夫

2013年4月6日

徐德龍

徐德龍

2013年4月6日

日本大学理工学部と西安建築科技大学間の学術交流 受入れ条件細則

日本国日本大学理工学部と中華人民共和国西安建築科技大学間の教育・科学技術の学術交流に関する覚書に基づき、日本大学理工学部及び西安建築科技大学は、各々派遣側大学からの教員及び学生を下記の条件で受入れる。

記

- 1 人数及び期間
教員及び学生を、毎年それぞれ2人・月以内とする。

- 2 待 遇
(日本大学理工学部が提供する待遇)

| | |
|-------|---|
| 宿 舎 | 宿舍を無償で提供 |
| 滞 在 費 | 月額 240,000 円 (教 員) (日額 8,000 円) |
| | 月額 120,000 円 (学 生) (日額 4,000 円) |
| そ の 他 | コンピュータ、インターネット利用に関する便宜供与 図書、雑誌などの閲覧、文献の複写に関する便宜供与 滞在中の傷病に対して無料の施療に関する便宜供与 |

(西安建築科技大学が提供する待遇)

| | |
|-------|---|
| 宿 舎 | 宿舍及び食事を無償で提供 |
| 雑 費 | 月額 3,500 元 (教 員) (日額 116 元) |
| | 月額 1,500 元 (学 生) (日額 50 元) |
| そ の 他 | コンピュータ、インターネット利用に関する便宜供与 図書、雑誌などの閲覧、文献の複写に関する便宜供与 滞在中の傷病に対して無料の施療に関する便宜供与 |

- 3 そ の 他
- ① 派遣教員・学生の成田空港（日本）－咸陽空港間（中華人民共和国）の往復国際交通費は、派遣側の負担とする。また、空港から大学間の送迎費用は、受入れ側の負担とする。
 - ② 各年度の教員・学生の派遣及び受入れは、双方の間で協議し合意の上、実施する。なお、共同研究・共同セミナー等の実施の促進又は長期研修等の希望がある場合にはそれに応えるために、協議を経て、第1・2項に定めた人数・期間及び待遇を変更することができるものとする。
 - ③ 滞在費（雑費）は、滞在期間が1か月に満たない場合には、その日数に応じて減額をすることができる。

付 記：本細則の改定については、適宜双方で協議、決定する。

日 本 国
日本大学理工学部長

滝 戸 俊 夫

滝 戸 俊 夫

2013年 4 月 6 日

中華人民共和国
西安建築科技大学校長

徐 德 龍

徐 德 龍

2013年 4 月 6 日